

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

※ 警信はこれまでと同様、適切に対応します。

- 1 中小企業円滑化法は、平成25年3月31日に期限をむかえましたが、警信は同法の期限到来後も、お客様からの貸付条件変更のご相談に対して、コンサルティング機能の発揮に努めるとともに、ご利用にそえるよう適切に対応します。
- 2 警信住宅ローンをご利用いただいている方で、給与の見直し、人事異動、病気等による減収などにより、返済元金の減額等をご希望される方は、これまでと同様、各営業店の相談窓口でお受けします。

営業日の午前9時から午後6時00分までご相談を受付けています。

| 営 業 店  | 相談場所・電話番号                                |
|--------|--|
| 本 店    | 警視庁本部庁舎1F<br>03-3580-1060<br>K 28444     |
| 宮内庁出張所 | 宮内庁庁舎1F<br>03-3213-1266<br>K800-713-6923 |
| 渋谷支店   | 渋谷署6F<br>03-3499-9881<br>K 7316-5692     |
| 新宿支店   | 新宿署8F<br>03-3345-0471<br>K 7411-5692     |
| 池袋支店   | 池袋署9F<br>03-5951-6361<br>K 7515-5692     |
| 上野支店   | 上野署別館2F<br>03-3844-3185<br>K 7610-5692   |
| 立川支店   | 多摩総合庁舎1F<br>042-525-1311<br>K 7951-6910  |